

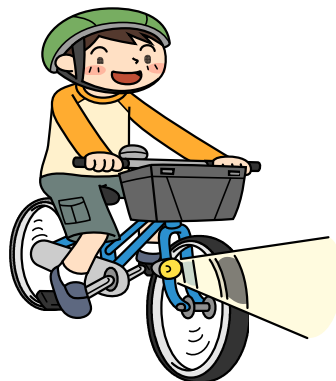
正しく理解していますか？

自転車交通ルール

自転車安全利用の基本！！

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



秋田県自転車条例を守りましょう！！

- 保護者は未成年者に、高齢者の家族は高齢者にヘルメットを着用させましょう
- 令和4年4月1日から、自転車損害賠償責任保険等への加入は義務！！

ヘルメットは大人も子供も着用しましょう！！

自転車乗車中の事故による死者の多くは、頭部の損傷が原因となっており、被害軽減のためにはヘルメットが有効です



自転車損害賠償責任保険等に必ず入りましょう！！

自転車事故の高額賠償事例
賠償金 9, 521万円

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明



横手警察署

歩道の通行ルール

自転車は車両！！車道の左側を通行するのが原則！！！！

例外的に歩道を通行できる場合は??

- 自転車及び歩行者専用の標識がある場合
- 普通自転車を運転している
 - ・ 13歳未満の子供
 - ・ 70歳以上の高齢者
 - ・ 内閣府令で定める身体障害者
- その他
車道が狭い・交通量が多いなど交通の状況から見て通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

歩道は歩行者が優先！！

- 歩道は車道寄りを徐行しましょう
- 歩道を通行できる場合でも、歩行者の通行を妨げそうなときは自転車を降りる又は一時停止しましょう

一時停止しなかった場合は…

2万円以下の罰金又は料料！！



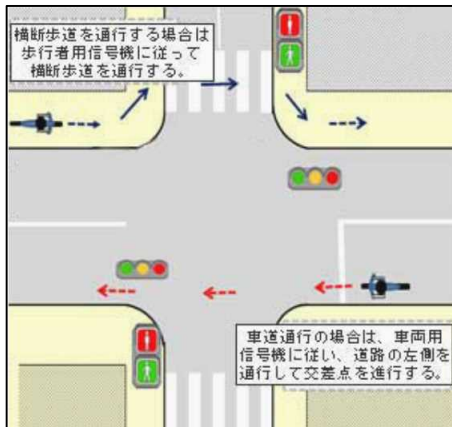
自転車及び歩行者専用標識



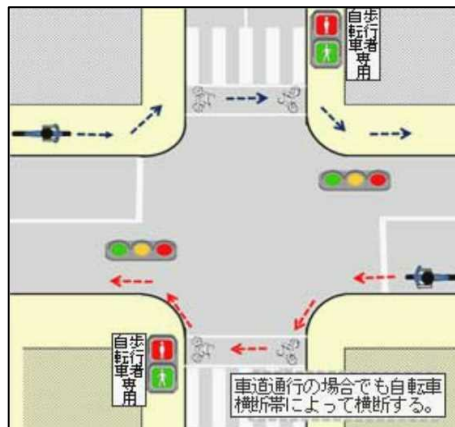
交差点の通行ルール

自転車は車両！！信号や一時停止標識等を守る！！！！

交差点では車両用信号機に従う



自転車横断帯がある場合はこれを横断する



自動車と同じように、下の標識がある場合は一時停止



横断歩道を渡るときは、横断中の歩行者がいかなど歩行者の通行を妨げるおそれがない場合を除き、自転車に乗ったまま通行できない

自転車で違反をすると講習を受けないといけないの??

周囲に危険を及ぼすような違反は取締の対象です。一定の危険行為によって3年以内に2回以上検挙された14歳以上の自転車利用者には「自転車運転者講習」の受講が義務付けられます。(受講命令に従わないと5万円以下の罰金)

「自転車運転者講習」の受講対象となる危険行為(15類型)

信号無視・通行禁止違反・歩行者用道路における車両の義務違反(徐行義務)・通行区分違反・路側帯通行時の歩行者の通行妨害・遮断踏切立入り・交差点安全進行義務違反等・交差点優先車妨害等・環状交差点安全進行義務違反等・指定場所一時不停止等・歩道通行時の通行方法違反・制動装置(ブレーキ)不良自転車運転・酒酔い運転・安全運転義務違反・妨害運転